

## 小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱

〔平成31年4月1日〕  
〔30小環第1442号〕

(通則)

第1条 小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、市費補助金等の予算執行に関する規則（昭和34年小牧市規則第3号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、住宅用地球温暖化対策設備を設置する者に対し、その経費の一部を補助することにより、家庭の効率的なエネルギー利用を促進し、もって地球温暖化防止及び脱炭素社会の形成並びに市民の環境に対する意識の向上を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、別表第1住宅用地球温暖化対策設備の欄に掲げる設備に応じ、同表要件の欄に掲げる要件を満たすもの（以下「設備」という。）のいずれかを設置する個人であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第12条に規定する実績報告書を提出する日において、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に係る住宅の所在地で住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市税を滞納していない者（転入者にあつては、転入前の市町村において、当該市町村税を滞納していない者）
- (3) 交付の申請をする設備において、当該者と生計を一にする者が当該設備に対する補助を受けていない者
- (4) 小牧市暴力団排除条例（平成24年小牧市条例第16号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当しない者
- (5) 条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係にならない者

(補助事業)

第4条 補助事業は、4月1日から翌年3月31日までの間に、自らが所有し、かつ、居住する市内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。以下同

じ。)に設備を設置すること、自らの居住の用に供するために住宅の新築をする者が当該住宅に設備を設置すること又は第三者が所有する住宅に居住する者が当該所有者の承諾を得て当該住宅に設備を設置することとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第1住宅用地球温暖化対策設備の欄に掲げる設備に応じ、同表補助対象経費の欄に掲げる経費(消費税及び地方消費税相当額を除く。)とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表第2補助の区分の欄に掲げる区分及び住宅用地球温暖化対策設備の欄に掲げる設備に応じ、同表補助金の額の欄に掲げる額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。)とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、設備の設置工事の着手前に、あらかじめ小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅用太陽光発電システム(以下「太陽光発電」という。)に係る設備の設置の場合にあつては、太陽電池モジュールの枚数が確認できる配置図
- (2) 家庭用燃料電池システム(以下「燃料電池」という。)、家庭用エネルギー管理システム(以下「HEMS」という。)、定置用リチウムイオン蓄電システム(以下「蓄電池」という。)及び電気自動車等充給電設備(以下「V2H」という。)の場合にあつては、当該設備の型式及び規格が明記されている製品仕様書
- (3) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(以下「ZEH」という。)に必要な高断熱外皮、空調設備、給湯設備(燃料電池を除く。以下同じ。)及び換気設備(以下「高性能外皮等」という。)の設置の場合にあつては、国のZEH支援事業の交付申請書の写し及び実施計画書の写し並びに交付決定を受けている場合は交付決定通知書の写し
- (4) 設備の設置工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し(当該契約

書により設備の設置について確認できないときは、当該設備の設置が確認できる補足書類を添えたもの)

(5) 補助対象経費等内訳書（様式第2）

(6) 設備を設置する住宅の全景のカラー写真及び設置予定場所のカラー写真

(7) 設備を設置する住宅及びその周辺が確認できる地図

(8) 納税証明書（市町村税の滞納がないことが証明されているもの）

(9) 申請者と建物の所有者が異なる場合は、住宅用地球温暖化対策設備設置に係る同意書（様式第3）

(10) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請が予算の範囲を超えるときは、当該申請の受付を停止することができる。

（決定の通知）

第8条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定通知書（様式第4）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないこととしたときは、小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金不交付決定通知書（様式第5）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 申請の取下げをしようとする者は、第7条の通知（以下「決定通知」という。）を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（工事の着手等）

第10条 決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、決定通知を受けた日以後に設備に係る設置工事に着手するものとする。

（計画変更等）

第11条 補助事業者は、決定通知を受けた後において次の各号のいずれかに該当する計画の変更を行うときは、設備に係る設置工事に着手する前に、小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金計画変更承認申請書（様式第6。以下「計画変更承認申請書」という。）に交付申請時に添付した書類のうち変更となる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の額の増減
- (2) 補助対象経費等内訳書のうち補助対象経費又は設備の型式の変更
- (3) 太陽電池モジュールの配置の変更
- (4) 設備の設置の中止

2 規則第5条から第7条までの規定は、前項の申請があった場合に準用する。この場合において、規則第7条中「補助金等交付決定通知書（様式第2）」とあるのは、「小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金計画変更承認通知書」と読み替えるものとする。

3 前項後段の規定により読み替えて適用する小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金計画変更承認通知書は、様式第7によるものとする。  
（実績報告書）

第12条 補助事業者は、別表第3住宅用地球温暖化対策設備の欄に掲げる設備に応じ、同表補助事業完了日の欄に掲げる日から30日以内又は決定通知を受けた年度の3月31日（この日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その直前の日曜日等でない日）までのいずれか早い日までに、小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金実績報告書（様式第8。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 設備の設置に係る支払いが確認できる領収書の写し
- (2) 別表第3住宅用地球温暖化対策設備の欄に掲げる設備に応じ、同表添付書類の欄に掲げる書類
- (3) 設備を設置した住宅に居住していることを示す住民票の写し（3月以内に取得したものであること。）（住民基本台帳に関する公簿を閲覧されることに同意した場合は、これを省略することができる。）
- (4) その他市長が必要と認める書類  
（決定の取消し）

第13条 市長は、規則第15条第1項の規定のほか、補助事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付取消決定通知書（様式第9）により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助事業者はその返還を命ずるものとする。

(額の確定)

第14条 市長は、補助金の額を確定したときは、小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金確定通知書(様式第10)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 補助事業者は、前条の通知を受けた日から起算して20日以内に小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付請求書(様式第11。以下「請求書」という。)を市長に提出するものとする。ただし、最終請求日は、補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月30日(この日が日曜日等に当たるときは、その直前の日曜日等でない日)とする。

2 市長は、請求書を受け取った日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(財産の処分制限)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、取り壊し、貸し付け、又は担保に供するときは、市長の承認を得なければならない。

2 前項の規定は、補助金の交付から3年を経過した後は適用しない。

(補助事業者の協力)

第17条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて設備に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(小牧市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の廃止)

2 小牧市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(平成18年

3月28日17小環政第1759号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市浄化槽転換推進事業補助金交付要綱、小牧市民家防音事業補助金交付要綱及び小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市浄化槽転換推進事業補助金交付要綱、小牧市民家防音事業補助金交付要綱及び小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る交付については、なお従前の例による。